

## 社会福祉法人等利用者負担の軽減制度のご案内

### 1. 社会福祉法人等利用者負担軽減制度について

社会福祉法人が提供する下記の介護保険サービスの費用が軽減される制度です。

この制度を利用するには申請が必要です。該当される方には「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を交付します。

※この制度を実施していない社会福祉法人もあります。利用されるときは、事業所にご確認ください。

#### ○軽減対象になるサービス種類、軽減率

サービス種類	軽減率
訪問介護	サービス費の4分の1が軽減
通所介護	サービス費、食費の4分の1が軽減
短期入所生活介護	サービス費、食費、滞在費の4分の1が軽減
(介護予防) 短期入所生活介護	サービス費、食費、滞在費の4分の1が軽減
地域密着型通所介護	サービス費、食費の4分の1が軽減
療養型通所介護	サービス費、食費の4分の1が軽減
認知症対応型通所介護	サービス費、食費の4分の1が軽減
(介護予防) 認知症対応型通所介護	サービス費、食費の4分の1が軽減
小規模多機能型居宅介護	サービス費、食費、宿泊費の4分の1が軽減
地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	サービス費、食費、居住費の4分の1が軽減
看護小規模多機能型居宅介護	サービス費、食費、宿泊費の4分の1が軽減
介護福祉施設サービス(特別養護老人ホーム)	サービス費、食費、居住費の4分の1が軽減
第1号訪問事業(総合事業訪問介護のみ)	サービス費の4分の1が軽減
第1号通所事業(総合事業通所介護のみ)	サービス費、食費の4分の1が軽減

※生活保護受給者は、介護福祉施設サービスと短期入所生活介護の個室にかかる費用のみ軽減されます。

### 2. 軽減の対象者

市民税非課税世帯の方で、以下の1または2に該当する方が対象となります。

- 1 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者
- 2 下記の要件をすべて満たす者
  - ア. 年間収入が単身世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。(※1)
  - イ. 預貯金等の額が単身世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。(※2)
  - ウ. 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を所有していないこと。(※3)
  - エ. 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
  - オ. 介護保険料を滞納していないこと。

※1 年間収入は、恩給や、非課税年金(遺族年金、障害年金)、親族からの仕送り等を含みます。また、同一世帯の方全員の収入を合算します。

※2 預貯金は、普通預金の他に定期等も含みます。また、同一世帯の方全員の預貯金額を合算します。

※3 居住用の家屋、当該家屋が建つ土地及び当該土地と一体とみなせるような隣接する畠等、田畠山林、所有者が複数にわたり処分が困難な土地等は、所有が認められる資産です。

### 3. 軽減の申請について

○申請に必要なもの

1 申請書

2 収入申告書（申請書の裏面）

※申告者氏名欄を被保険者本人が手書きできない場合（代筆の場合）は押印が必要です。

3 世帯全員の収入および預貯金等の額が確認できる書類（通帳コピー等）

【コピーが必要な通帳のページ】

①口座名義人が確認できるページ

②最新の預貯金残高が確認できるページ

③1月～12月の入出金が記載されているすべてのページ（以下の例を参照）

※軽減措置の適用期間は、申請月の月初にさかのぼって適用となります。

※この軽減制度は、8月から翌年7月までを一つの期間としていますので、以下の例のとおり通帳コピーが必要となります。

#### 令和7年7月31日までの軽減に関する申請

必要な通帳コピーの期間

令和5年1月1日～令和5年12月31日



軽減措置の適用期間

令和7年3月1日（申請月の月初）

～令和7年7月31日



#### 令和7年8月1日以降の軽減に関する申請

必要な通帳コピーの期間

令和6年1月1日～12月31日



軽減措置の適用期間

令和7年8月1日（申請月の月初）

～令和8年7月31日

